

第17回沖縄研究奨励賞候補者推薦募集

(目的)

第1条 沖縄の地域振興及び学術振興に貢献する人材を発掘し、育成するため、財団法人沖縄協会沖縄研究奨励賞（以下「奨励賞」という）を設ける。

(対象)

第2条 奨励賞は、沖縄を対象とした将来性豊かな優れた研究（自然科学、人文科学又は社会科学）を行っている新進研究者（又はグループ）2名に贈る。

(表彰)

第3条 受賞者には、奨励賞として本賞並びに副賞として研究助成金50万円を贈り表彰する。

(選考委員)

第4条 財団法人沖縄協会会長（以下「会長」という）は、学識経験者の中から奨励賞選考委員（以下「委員」という）若干名を委嘱する。

2 委員は、選考委員会（以下「委員会」という）を構成し、当該年度の受賞候補者を選考する。

(選考委員会)

第5条 委員会は、年1回以上会長が招集する。

〔第2項～第6項 省略〕

7 委員会は、必要に応じて専門委員若干名を置くことができる。

(候補者)

第6条 奨励賞に応募する資格を有する者は、第2条に定める対象に該当し、且つ学会、研究機関若しくは大学又は実績のある研究者から推薦を受けた50歳以下（7月15日現在）の者（以下「候補者」という）とする。

2 候補者がグループの場合は、1グループを1名とみなす。このとき代表者1名を決めなければならない。

3 候補者の出身地及び国籍は問わないものとする。

(応募方法)

第7条 候補者又は前条第1項により候補者を推薦する者（以下「推薦者」という）は、別紙「沖縄研究奨励賞推薦応募用紙」（以下「応募書類」という）に所要事項を記入するものとする。

2 研究は、継続中のものでも応募の対象となる。

3 候補者又は推薦者（以下「候補者等」という）は、第1項の応募書類のほか次に掲げる選考書類を提出しなければならない。

(1) 研究成果物（研究論文3編以内、著書がある場合1冊。）

(2) 前号により提出する研究成果物の簡潔な要旨（それぞれA4判横書き1,000字以内）。ただし、研究成果物にすでに要旨（摘要、アブストラクト、サマリー等）が付いている場合には、これをA4判に複写し提出することができる。

(3) これまでの研究業績目録。ただし、第1号により提出する研究成果物には○印を付すものとする。

4 選考書類は、返却することができない。ただし、再度の応募に当たっては、著書に限り以前に提出したものを利用することができる。

5 候補者の研究分野（自然科学、人文科学又は社会科学の別）は、候補者等においてこれを明示するものとする。この場合、研究内容が複数の分野に亘るときは、複数分野を指示することができる。

6 応募書類及び選考書類の提出は、郵送によるものとする。

(日程)

第8条 奨励賞の推薦は、原則として毎年7月15日に応募を開始し、9月30日（当日消印を有効とする。）に締め切り、12月に当該年度の受賞者を決定し、翌年1月に贈呈式並びに受賞者記念講演を行うものとする。